

税（種別割）納税証明書は無料）

証明書	主な用途
所得証明書	金融機関（融資）・公営住宅の申請、年金の請求
課税証明書（市県民税）	金融機関（融資）・奨学金の申請
非課税証明書	扶養の認定、年金請求（配偶者のもの）
評価証明書	相続、登記、金融機関（融資）など ※登記目的の評価額通知書も発行
不動産証明書	既存宅地申請資料など
公課証明書	売買、強制競売の申し立て、不動産所得の必要経費など
納税証明書	金融機関（融資） 軽自動車の継続検査（※軽自動車税（種別割）納税証明書を発行）

■郵便で申請できる証明書

HP検索 1000305 圃課税課・収税課

郵便での申請には、申請書、手数料分の定額小為替（切手・現金は不可）と切手を貼った返信用封筒と申請者の本人確認書類（運転免許証の写しなど）を郵送してください。本人か市内の住民票同一世帯者以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

●本庁舎（課税課）へ申請する証明書

旧既存宅地申請資料用の不動産証明書以外

●本庁舎（収税課）へ申請する証明書

納税証明書と軽自動車税（種別割）納税証明書（委任状もしくは車検証（写）を同封）

■税の相談

HP検索 1000292 圃収税課・課税課

申告相談は、市・県民税は課税課市民税係で、所得税は柏税務署（☎7146-2321）で。

税理士会では、確定申告の無料相談会を市内で行います。所得税の申告書作成指導は柏税務署で行っています。

●納税・納付の相談

市税等の納付相談を実施しています。特別な事情により納期内に納付することが困難な場合は、ご相談ください。

相談窓口	開設時間	
市役所低層棟2階収税課 ☎7123-1742	月～金 (土を除く)	8時30分～17時15分

■亡くなった方名義の不動産について

HP検索 1033819 圃課税課

固定資産の所有者が亡くなり、相続が発生した場合、法務局で相続登記を行う必要があります。相続発生時に手続きしなかった場合、新たな相続が発生して法定相続人が増えて手続きが煩雑になるので、早めに相続登記をするようお勧めします。

しかし、すぐに変更できない場合や未登記家屋は、課税課で手続きが必要になります。

税

税理士 エリアマップ4図 B-4

お客様の繁栄のために私たちが全力で支援します!

細谷智之会計事務所

細谷智之会計事務所は、ご縁をいただいた方と、共に悩み、共に考え、親身になって問題解決にあたる、心の通った会計事務所でありたいと願っております。

- 税理士 細谷智之
- 税理士 鎌田修一
- 野田市岩名2-8-28
- TEL:04-7129-7561 ■FAX:04-7129-7374



P あり

■小・中学校の入学・転出・転入

HP検索 1001146 園学校教育課

来春小学校に入学予定の満6歳児を対象に、各学校で10月～11月に健康診断を行います。住民登録していないと通知書が届きません。1月下旬には教育委員会から就学する小学校を指定した入学通知書を送付します。小学6年生には在学小学校を通じて中学校を指定した入学通知書が渡されます。住所変更で通学区域の変更の場合は、学校教育課で手続きしてください。

■小規模特認校

HP検索 1000535 園学校教育課

福田第二小学校を、少人数教育を行う学校として、小規模特認校に指定しています。通学区域は市内全域で、児童とその保護者の希望により、就学できます。

●福田第二小学校

〒278-0015 西三ヶ尾988番地 ☎7138-0355

茨急バス「野田梅郷住宅」バス停留所下車徒歩約15分

■就学援助費制度

HP検索 1000536 園学校教育課

経済上の理由により、子どもに義務教育を受けさせることが困難と認められる場合、学用品費や給食費などを援助します。

■育英資金

HP検索 1000537 園学校教育課

経済上の理由により、大学または専修学校（専門課程）に進学や就学が困難な方を対象に、育英資金を貸与します。募集は市報と市ホームページでお知らせします。

■野田市文化・スポーツ推進奨励金

HP検索 1016825 園スポーツ推進課・生涯学習課

野田市では、文化・スポーツの推進のため文化活動・スポーツ活動で国際大会や全国大会に出場した個人・団体に対し、奨励金を交付しています。

■オープンサタデークラブ

HP検索 1006947 園青少年課

第1・第3団に地域の教育力を活用した課外活動を行い、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成とともに規範意識を育む場」を創出するため、文化や芸術、スポーツなどの講座を開催しています。

■「ふるさと納税」で学校トイレを洋式化

HP検索 1008668 園企画調整課

小・中学校、幼稚園のトイレの洋式化のため、学校施設整備等基金に、ふるさと納税で寄付していただいた方には、寄付金控除により税金が減額されます。※一定条件あり

■ごみの出し方

HP 検索 1000606

圃清掃計画課・清掃管理課 ☎ 7138-1001

指定ごみ袋（可燃・不燃専用）に氏名を記入し、回収日の8時30分までにごみ集積所に出してください。可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回の収集です。住民登録している世帯には、毎年一定枚数の袋と交換できる「指定ごみ袋無料引換券」を配布しています。引換券を指定ごみ袋取扱店で交換してください。配布枚数で賅えない場合は、指定ごみ袋取り扱い店で指定ごみ袋を購入してください。

なお、基準に適合した焼却施設以外で焼却することは一部例外を除き法律で禁止されていますので、家庭で燃やすことはやめてください。

●ごみの分別

- ◆可燃ごみ（可燃ごみ専用の指定ごみ袋に入れてください）
生ごみ（水分をよく切る）、ちり紙、資源にならない紙、皮革（本革のみ）など。
- ◆不燃ごみ（不燃ごみ専用の指定ごみ袋に入れてください）
ガラス（ダンボールなどに包んで「ガラス在中」と明記）、せともの、合成皮革、プラスチック、ビニールなど。
- ◆有害ごみ（乾電池・蛍光灯・水銀の体温計・血圧計）
清掃工場、市役所、リサイクルセンター、南・北コミュニティセンター、櫛のホール、いちいのホール、北部・関宿中央・関宿・二川・木間ヶ瀬公民館、七光台・島会館、市内のごみ減量協力店（主に電気店）の回収箱に入れてください。充電式電池は、清掃計画課や清掃工場、リサイクルセンター、ごみ減量協力店の専用回収箱、ボタン電池は、ごみ減量協力店の専用回収箱に入れてください。

◆使い捨てライター

中身を使い切って「不燃ごみ」として出してください。中身を使い切れなかったものは、清掃工場（三ツ堀356-1）、リサイクルセンター（目吹331）または、市役所清掃計画課までお持ちください。金属製のライターは「資源物」で。

◆市で処理できないもの

①特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）②タイヤ、バッテリー、プロパンガスボンベ、消火器、耐火金庫、ピアノ、塗料、薬品類、バイクなど③建設廃材や建設設備④ごみの焼却灰

■資源回収

HP 検索 1000603 圃清掃計画課

集団資源回収（自治会などが中心となり毎月1・2回定期

的に資源物を回収）により、リサイクル可能な資源物を集めています。分別の方法は、冊子「ごみの出し方 資源の出し方」や市ホームページ、スマートフォン向けアプリ「さんあ〜」で確認を。

■スマホアプリでごみの捨て方検索

HP 検索 1024209 圃清掃計画課

スマートフォン向けのごみの分別促進アプリを導入しています。①各地区の可燃・不燃ごみ、資源物の収集曜日カレンダー、②可燃・不燃ごみ、資源物の分別検索、③指定ごみ袋・粗大ごみ処理券などの取扱店が確認できます。Android、iPhoneの各アプリストアより「さんあ〜」で検索するか、下記QRコードからダウンロードしてください。

【Android用】



【iPhone用】



■資源回收集積所から資源物持ち去り禁止

HP 検索 1000603 圃清掃計画課

資源回收集積所に出された資源物の持ち去りは条例で禁止されています。資源物の持ち去り行為を行う者に対して、市は禁止命令し、違反者を公表します。また、資源物の収集、または運搬に係る禁止命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

■粗大ごみ

HP 検索 1000600 圃清掃管理課 ☎ 7138-1001

1辺が40センチ以上のもの、縦・横・高さの合計が90センチ以上のものは粗大ごみとなり、有料で戸別回収します。清掃管理課へ電話で申し込みをしてください。追って回収業者から回収日の連絡が入ります。手数料は1個あたり一律550円（一部特別扱いのものもあり）。事前に粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに貼って、回収日の朝8時30分までに門の内側へ出してください。

【粗大ごみ処理券】清掃計画課（市役所）、関宿支所、各出張所、各公民館、清掃管理課（清掃工場内）のほか、一部の商店などでも販売。詳しくは清掃管理課へ連絡してください

【手数料の免除】天災や火災などの被害を受けた世帯や生活保護を受けている方などは手数料が免除される場合あり

NRG

野田市再資源化事業協同組合

野田市西三ヶ尾410-2

TEL 04-7123-1513 FAX 04-7138-6482



■ごみの自己搬入

HP検索 1000602 園清掃管理課 ☎7138-1001

引っ越しや旅行などでごみの収集日に出せない場合などは、清掃工場かリサイクルセンターへ持ち込めます。清掃工場は可燃・可燃粗大ごみのみ。リサイクルセンターへは、不燃・不燃粗大ごみを持ち込めます。

【搬入受付時間】 月～金の8時30分～16時

(不法投棄物や集積所に出された違反ごみの搬入は清掃管理課で受付が必要)・炉の点検などで終日受け入れできない場合もあり

■紙おむつ対策等(指定ごみ袋の追加支給)

HP検索 1000598 園清掃計画課

◆乳幼児=出生届や転入届を出したときに、市民課、関宿支所、各出張所で「指定ごみ袋無料引換券」を交付します。1歳以上3歳未満の乳幼児は、各年齢に達した際に申し出てください。

◆おむつ手当等受給者=常におむつをしている方で「障害年金」、「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「経過的福祉手当」、「おむつ手当」、「介護用品(おむつ)支給」などの受給者はそれぞれの担当課に申請してください。審査し交付該当者となった場合には、「指定ごみ袋無料引換券」を年度内に1回交付します。

※在宅医療を行っている方は相談してください。

◆里帰り出産=市外から里帰りし出産した子1人に対して1回「指定ごみ袋無料引換券」を交付(清掃計画課や児童家庭課、保健センターに申請)。

■廃棄物減量等推進員制度

HP検索 1000603 園清掃計画課

ごみ減量等の推進役として、活動していただいています。ごみ出しルールで不明なことなどはお近くの推進員にお尋ねください。

■地区座談会

HP検索 1000603 園清掃計画課

廃棄物減量等推進員が中心になり、各地区でごみ減量等に関する座談会を行っています。分別方法など不明な点の確認などを行います。

■ごみ減量協力店

HP検索 1000607 園清掃計画課

ごみ減量に協力する市内の小売店で資源物を回収しています。実施品目は各小売店店頭に表示してあります。

■小型家電・資源物の持込回収

HP検索 1000605 園清掃計画課

小型家電に含まれる金、銀などの貴金属やレアメタルなどの希少金属を有効利用するため、持込回収しています。

【開設日】 月～金

【開設時間】 9時～16時(11時30分～13時を除く)

【開設場所】 野田市再資源化事業協同組合(西三ヶ尾410-2)

【持込対象外】

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、直立式エレクターン、マッサージチェア等の大型家電、冷媒ガスを使用しているもの(対象品目は問合せを)

■家電製品のリサイクル

HP検索 1000611 園清掃計画課

エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機は小売業者を通じて、製造業者がリサイクルしますので、小売店に依頼してください。購入店が倒産などの場合には、家電リサイクル協力店に依頼してください。生活保護、特別児童扶養手当、児童扶養手当、養育者支援手当、老齢福祉年金の受給者は、市で回収します。支給担当課へ相談してください。

店舗名	所在地	電話番号
山一電気	野田480	☎7122-3682
あたご電機商会	野田572	☎7125-5555
中央コントロールサービス	鶴奉325	☎7124-7161
コスモス環境サービス	目吹1529-1	☎7121-0077
西村商事	七光台385	☎7129-3008
栄商事	木間ヶ瀬3114-1	☎7198-7456

■宅配便で小型家電・パソコンの回収

HP検索 1000605 園清掃計画課

エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機以外の小型家電を1箱(3辺合計140センチ、重さ20キロ以下)1,500円で宅配回収しています。パソコンが含まれる場合は1箱分の回収費用が無料。申込方法、対象品目、その他詳細はリネットジャパンリサイクル株式会社(<https://www.renet.jp/>)で確認を。

■家庭用パソコンのリサイクル

HP検索 1000612 園清掃計画課

使用済みパソコンは各メーカーが回収し、部品や材料を再資源化しますので、直接パソコンメーカーに依頼してください。また、自作パソコンや倒産・事業撤退メーカーのパソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会(<https://www.pc3r.jp/> ☎03-5282-7685)へ回収を依頼してください。

※小型家電の持込回収の対象品目。生活保護、特別児童扶養手当、児童扶養手当、養育者支援手当、老齢福祉年金の受給者は、市で回収しますので、支給担当課へ相談してください

■リサイクルプラザのだ

HP検索 1000614 圃清掃計画課

【提供物品】使用可能なタンス、イス、机などの家具類（電化製品を除く）を有償で提供（直接リサイクル展示場への持ち込みは禁止）

【運搬】取得者の負担と責任で搬出・運搬を

【施設所在】中根36-1（イオンア店1階）

【休み】月、年末年始

■生ごみ堆肥化装置購入の助成

HP検索 1007775 圃清掃計画課

家庭などから出る生ごみを堆肥化し、ごみの減量とリサイクルを進めるため、生ごみ堆肥化装置の購入費を助成しています。

●助成条件

市民、または市内で事業を営んでいる事業者で、装置を敷地内に設置し、できた肥料などを自分で利用できる方（世帯全員、または法人（個人事業主は個人）で市税の滞納がないことが条件）

●助成金の申請手続

購入装置が決まったら、登録販売店か認定店で購入し、市へ申請手続きをしてください。登録販売店などの詳細は清掃計画課へ確認してください。

■剪定枝、落ち葉・草などの回収

HP検索 1000610 圃清掃計画課

一般家庭から発生した剪定枝や落ち葉・草などを無料で回収します。剪定枝は、20キログラム、直径50センチメートル以下に束ね、落ち葉・草は、20キログラム以下にして袋に入れる。一本の枝の長さは1メートル以下、太さ20センチメートル以下。一部、回収できないものもあります。

【申込み方法】9時～16時（回除く）。「みどりの収集受付」へ電話で申し込む（回収依頼個・束数の確認後、回収予定日をお知らせします）

【申込み先】みどりの収集受付＝☎7126-6066（回収申込専用電話）、耳の不自由な方向けの専用ファクス＝FAX7126-6067

■堆肥センターへの自己搬入

HP検索 1001097 圃農政課

剪定枝や落ち葉などは、堆肥センターへ自己搬入できます。

業務として資源を搬入しようとする方は、事前登録が必要です。

【手数料】一般家庭は無料。剪定・除草業者などが搬入する場合は10キログラムにつき270円+消費税

【搬入受付時間】9時～17時（回・㊟・年末年始は除く）

【搬入方法】一般家庭は直接搬入可。業者の場合は、搬入日の2日前までに堆肥センターへ申し込む

【搬入時の注意点】

◆バラ積み搬入し、束ねる場合は麻縄やわら縄を使う

◆搬入できる剪定枝は長さ1メートル以下、太さ20センチメートル以下のもの

【申込み・搬入先】野田市堆肥センター（船形5575番地）

☎7127-5055

■堆肥の配布

HP検索 1017036 圃農政課

野田市堆肥センターで作った堆肥は、農家の方を対象に販売し、また、農家の方以外には堆肥の需要調査を目的に抽選で試験配布します。有料で堆肥運搬やほ場散布も行います。希望する農家は、野田市堆肥センター（☎7127-5055）か、農政課へ問い合わせてください。

■街路樹の落ち葉など

HP検索 1000610 圃みどりと水のまちづくり課

街路樹の落ち葉は堆肥化の対象です。落ち葉の集中する時期に路線ごとに落ち葉の回収を行います。収集には街路樹沿線の自治会へ希望により収集袋を配布します。

■公園・児童遊園の清掃

HP検索 1000610 圃みどりと水のまちづくり課

自治会などで、公園・児童遊園を清掃する場合は、指定ごみ袋とは異なる袋を配布し、回収します。ごみ集積所へ出せませんので、分別し公園内の1か所にまとめて、みどりと水のまちづくり課へ連絡してください。缶やびん類は資源回収を利用し、落ち葉などは堆肥化の対象と「堆肥化に適さない」樹木などと分けてください。

■路肩の除草や側溝の汚泥処理

HP検索 1000610

圃管理課・補修事務所☎7122-0079・関宿窓口☎7198-1127

自治会等で路肩の除草や道路を清掃する場合には、事前に管理課・関宿窓口で袋を配布します。収集は、落ち葉・草、



西村商事株式会社

野田市七光台385

TEL 04-7129-3008 <https://www.eco-nishimura.co.jp/>

可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等に分別し、落ち葉・草（ごみ袋1袋まで・2袋以上は直接回収しますので管理課へ）・可燃・不燃ごみは収集日にごみ集積所へ、資源物は資源回収へ出してください（ただし、街路樹の落ち葉はみどりと水のまちづくり課へ）。

なお、側溝を清掃する場合は、汚泥の袋を配布しますので事前に補修事務所か関宿窓口へ、収集は補修事務所が行いますので、事前に補修事務所へ連絡してください。

■し尿処理

HP検索 1000623

岡野田市環境保全協同組合 ☎ 7126-0991

し尿のくみ取りを初めて希望する方は、清掃管理課か環境保全課、関宿支所、各出張所にある「し尿処理申請書」に記入し、申請してください。申請後は、おおむね1か月に1回の割合で、定期的にお伺いします。

【手数料】 36リットルまでごとに280円の従量制。手数料は「し尿処理券」での支払い

■浄化槽の清掃と点検

HP検索 1000624 岡清掃計画課

浄化槽の清掃は、市長が許可した業者が行います。

また、浄化槽法により法定・保守点検は必ず受けなければなりません。

なお、浄化槽法による法定・保守点検は、東葛飾地域振興事務所地域環境保全課（☎047-361-4048）へ。

■合併処理浄化槽設置事業補助金

HP検索 1000625 岡下水道課

下水道計画区域外などの地域の、自己の居住の用に供する住宅で、建築確認申請を伴わずに既存の単独処理浄化槽、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ付け替えて設置する場合、設置費用の一部を補助しています。放流先がない場合は、合併処理浄化槽とあわせて設置する蒸発散処理装置の補助制度もあります。

■公共下水道

HP検索 1000626 岡下水道課

公共下水道は、汚水をそのまま下水道管に排出するので、側溝や水路に汚水が流れ込まなくなり、害虫の発生や不快な臭いを抑え、河川などの水質を改善し、快適な生活環境をつくります。

●早期に接続を

公共下水道の使用が始まると、その区域内でくみ取り式便所を利用する家庭では、3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。浄化槽設置の家庭は、おおむね1年以内に公共下水道へ接続してください。接続工事は市で指定する下水道排水設備指定工事店で実施してください。

●融資あっせん及び利子補給制度

公共下水道への切り替え工事資金の助成制度として、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度を設け、資金の融資あっせんと、その際に発生する利子の補給を行っています。

●受益者負担金

公共下水道の整備には、多額の費用がかかります。この費用の多くは市費や国からの補助金などで賄われていますが、整備地区の皆さんにも受益者負担金として、その一部を負担していただいています。負担金の額は、土地の面積（1平方メートルあたり）に単位負担金額を掛けて算出します。

なお、売買、相続等により受益者に変更があったときは、下水道課業務係（☎7123-1105）へ。

●下水道使用料

下水道使用料は、家庭や事業所から排出された汚水の処理や下水道管の維持管理にかかる費用と建設にかかる市債の償還にあてられています。下水道使用料は、使用した水の量（汚水排除量）に応じて2か月ごとに、水道料金とあわせてお支払いいただきます。

下水道使用料=基本使用料+従量使用料+消費税

なお、使用者の名義や井戸水を使用している人数が変わったとき、井戸水の使用をやめる、または、新たに使い始めたとき、井戸水のみを使用している家庭が転入転出するときは、水道部お客様センター（☎7122-5959）へ。

■水道の届出が必要なとき

HP検索 1028379・1028380

岡水道部お客様センター ☎ 7122-5959

水道を使い始めたり、使用を止める、長い期間使わない、所有者や使用者が変わるときは、水道部お客様センターへ届け出てください。インターネットでも水道使用開始、中止、中止と使用開始の同時申込み（市内転居の場合）、使用者の名義変更、各種申込書の送付申込みができます。

■水道工事

HP検索 1028364 岡水道部 ☎ 7124-5145

給水装置の新設、増設、改造・修繕などは、市指定の給水装置工事事業者へ申し込んでください。給水装置工事事業者は水道部ホームページで確認してください。

■水道料金

HP検索 1028374 岡水道部お客様センター ☎ 7122-5959

水道料金は2か月に1度の請求です。検針は2か月ごとの上旬（1日から7日ごろまで）に行います。

●お支払い方法

【納入通知書による現金払い】 検針した月の20日前後にはがき形式の納入通知書を郵送。納付場所は指定金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局（関東各都県と山梨県に限る）、市役所